

離島地域子ども通院費等支援事業助成金のご案内について

本助成金は種子島島内において、必要とする医療等を受けることができず、島外の医療機関へ通院等を行わなければならない子どもにおける経済的負担を軽減するために、通院等に要する経費（交通費、宿泊費等）について一部助成を行うものです。

申請の際は、以下についてご留意いただきますようお願いいたします。

○ 助成金の対象となる場合

- ・診療科が未設置，または，専門医が不在等の理由により島外医療機関での治療等が必要と認められる場合。
- ・重度の疾病等により，現在，島外医療機関に通院中であり，引き続き同医療機関において治療等が必要であると認められる場合。

○ 原則として助成金の対象外となる場合

- ・保険適用外の歯科矯正治療にかかるもの。
- ・整骨院等における施術や，検診にかかるもの。

○ 留意事項

別紙「離島地域子ども通院費等支援事業に係る証明書」は，原則として島内医療機関を受診，発行のうえ，申請時にご提出ください。特別な事情等により，島内医療機関での発行が困難である場合には，事前に担当までご相談ください。

○ 提出書類について

申請時は，次の書類をご提出ください。

- 離島地域子ども通院費等支援事業に係る証明書
- 交通費，宿泊費及び文書料（証明書の発行手数料）の領収書等
- 島外医療機関を受診した際の領収書等
- 申請者の印鑑

そのほか，事業内容や申請方法について，不明な点がございましたら役場地域福祉課こども未来係までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

中種子町役場地域福祉課こども未来係

担当：河野（かわの）

TEL:0997-27-1111（内線 280）